

# 利用者のために

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査及び特定作物統計調査として実施し、調査対象作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の策定及び達成状況検証、経営所得安定対策の交付金算定、作物の生産振興のための各種事業（強い農業づくり交付金等）の推進、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済事業の適切な運営等のための農政の基礎資料を整備することを目的としている。

### (2) 調査の根拠

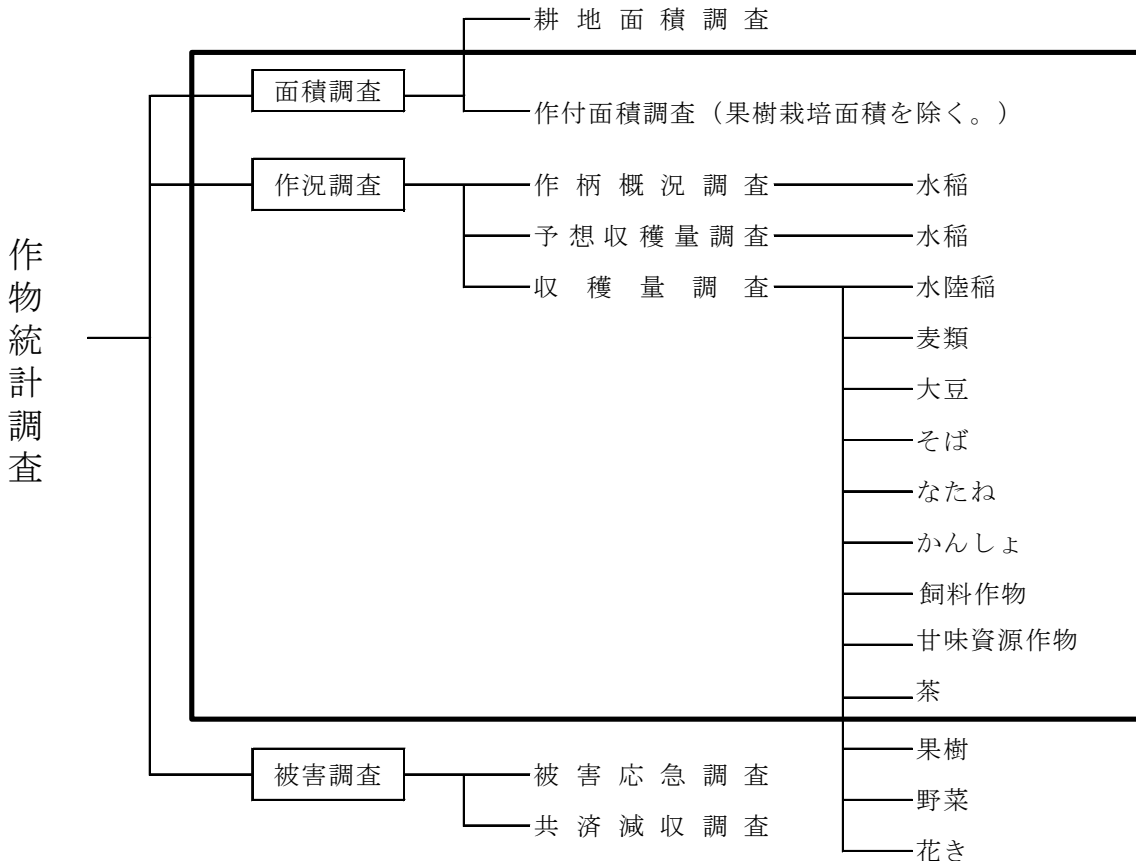
作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

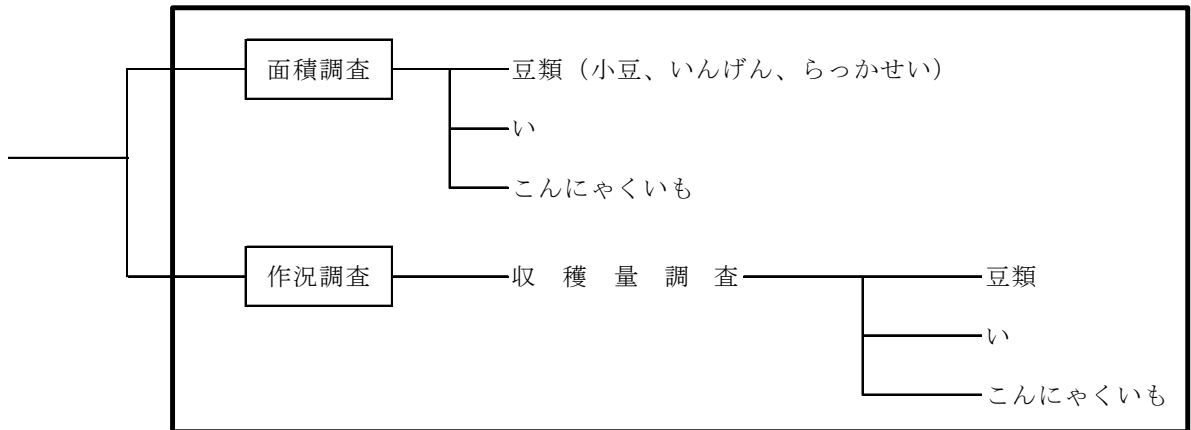
### (3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

### (4) 調査の体系（太線部分が本書に掲載する範囲）



特定作物統計調査



(5) 調査の対象

ア 調査の範囲

次表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げる区域のとおりである。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は6年ごとに実施する作物について、当該周年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、平成29年産において主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

作物	区域	主産県調査 (平成29年)
水稻、陸稲、麦類（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば及びなたね	全国の区域	
かんしょ	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）	全国作付（栽培）面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び農業競争力強化基盤整備事業のうち飼料作物に係るものを実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	
てんさい	北海道の区域	
さとうきび	鹿児島県及び沖縄県の区域	
茶	全国栽培面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県のうち半相殺方式を採用する都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、6年ごとに全国の区域	○
豆類（小豆、いんげん及びらっかせい）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	○
こんにゃくいも	栃木県及び群馬県の区域。ただし、作付面積調査は3年ごと、収穫量調査は6年ごとに全国の区域	○
い	福岡県及び熊本県の区域	

イ 調査対象の選定

(ア) 作付面積調査

a 水稻

水稻の栽培に供された全ての耕地

b 水稻以外の作物

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

(イ) 収穫量調査

a 水稻

水稻が栽培されている耕地

b てんさい及びさとうきび  
製糖会社、製糖工場等

c 茶  
荒茶工場

d い

「い」を取り扱っている全ての農協等の関係団体

e a から d までに掲げる作物以外の作物

調査対象作物を取り扱っている全ての農協等の関係団体

また、都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、併せて標本経営体調査を実施することとし、2015年農林業センサスにおいて、調査対象作物を販売目的で作付けし関係団体以外に出荷した農業経営体の中から作付面積に応じた確率比例抽出や等間隔に抽出する系統抽出により、調査対象経営体を選定。

#### (6) 調査期日

##### ア 作付面積調査

(ア) 水稻及び茶 7月15日

(イ) 豆類 9月1日

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる作物以外の作物 収穫期

##### イ 水稻の作況調査

(ア) 作柄概況調査 7月15日現在（注1）、8月15日現在及びもみ数確定期（注2）

注1： 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を対象とした。

注2： 平成29年産調査は、9月15日現在で調査を実施した。

(イ) 予想収穫量調査 10月15日現在

(ウ) 収穫量調査 収穫期

##### ウ 水稻以外の作物の作況調査 収穫期

#### (7) 調査事項

##### ア 作付面積調査

(ア) 水稻の作付面積

(イ) 水稻以外の作物の作付（栽培）面積

##### イ 収穫量調査

(ア) 水稻：生育状況、登熟状況、10a当たり収量、被害状況、被害種類別被害面積・被害量、耕種条件等

(イ) てんさい、さとうきび及びこんにゃくいも：収穫面積及び集荷量

(ウ) 茶：摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量

注：平成29年産調査から茶種別（おおい茶、普通せん茶等）荒茶生産量の調査は廃止した。

(エ) い：収穫量（曇表生産量を含む。）及び生産農家数（曇表生産農家数を含む。）

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる作物以外の作物：作付（栽培）面積及び集荷量又は収穫量

#### (8) 調査・集計方法

##### ア 作付面積調査

(ア) 水稻作付面積

a 母集団の編成

空中写真（衛星画像等）に基づき、全国の全ての土地を隙間なく区分した200m四方（北海

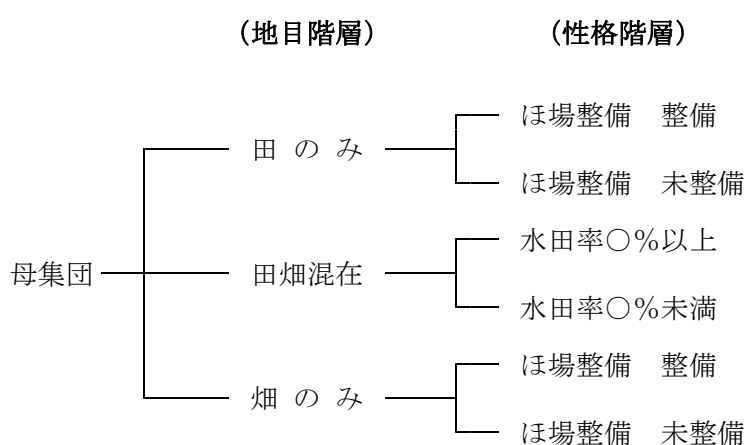
道にあつては、400m四方)の格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための「単位区」とし、この単位区(区画内に存する耕地の筆(けい畔等で区切られた現況一枚のほ場)について、面積調査用の地理情報システムにより、地目(田又は畑)等の情報が登録されている。)の集まりを母集団(全国約290万単位区)としている。

母集団は、ほ場整備、宅地への転用等により生じた現況の変化を反映するため、単位区の情報に補正することにより整備している。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層(「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」)に分類し、そのそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標に基づいて設定した性格の類似した階層(性格階層)に分類している。

階層分け模式図(例)



c 標本配分及び抽出

都道府県別の水稲作付面積が的確に把握できるよう階層ごとに調査対象数を配分し、系統抽出法により抽出する。

d 実査(対地標本実測調査)

抽出した標本単位区内の水稲が作付けされている全ての筆について、1筆ごとに作付けの状況及びその範囲を確認する。

e 推定

面積調査用の地理情報システムを使用して求積した「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の現況水稲作付見積り面積の合計」の比率を「母集団(全単位区)田台帳面積の合計」に乘じ、これに台帳補正率(田台帳面積に対する実面積の比率)を乗じることにより、全体の面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の現況水稲作付見積り面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{台帳補正率}$$

f その他

遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り、情報収集等によって把握している。

(イ) てんさい

製糖会社に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、職員による情報収集

により補完し算出している。

(ウ) さとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる作物以外の作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

イ 作況調査

(ア) 水稻

a 母集団

アの(ア)のbにより、田のみ階層及び田畑混在階層に分類される単位区を母集団としている。

b 階層分け

都道府県別に地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割した区域を「作柄表示地帯」として設定し、この作柄表示地帯ごとに収量の高低、年次変動、収量に影響する条件等を指標とした階層分けを行っている。

c 標本の配分及び抽出

都道府県別に配分された標本数を階層別に比例配分する。

階層別に配分された標本数を単位区の田台帳面積に比例した確率で抽出する確率比例抽出法（具体的には単位区を田台帳面積の小さい方から順に並べ、田台帳面積の合計を標本数で除した値の整数倍の値を含む単位区を選ぶ方法）により標本単位区を抽出する。抽出された標本単位区内で、水稻が作付けされている筆から1筆を無作為に選定して実測調査を行う筆（以下「作況標本筆」という。）とする。

d 作況標本筆の実測

作況標本筆の対角線上の3か所を系統抽出法により調査箇所を選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査を行う。

e 10 a 当たり玄米重の算定

(a) 作柄概況調査及び予想収穫量調査

刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、1穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量のうち実測可能な項目については実測値、実測が不可能な項目については過去の気象データ、実測データ等を基に作成した予測式により算定した推定値を用いることとし、これらの数値の積により10 a 当たり玄米重を予測する。

(b) 収穫量調査

各作況標本筆について、一定株数（1㎡分×3か所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、飯用に供し得る玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める三等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるもの）となるように選別し、10 a 当たり玄米重を決定する。

f 10 a 当たり収量の推定

各作況標本筆の10 a 当たり玄米重を基に、都道府県別の10 a 当たり玄米重平均値を推定し、これにコンバインのロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）、被害データ等を加味して検討を行い都道府県段階の10 a 当たり収量を推定する。

さらに、作況基準筆（10 a 当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回・見積り並びに情報収集による作柄及び被害の見積りによって推定値を補完する。

g 収穫量及び被害量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10 a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を巡回・見積りで把握する。また、特異な被害が発生した場合は、被害調査筆を設置して調査を実施し把握する。

(イ) てんさい

製糖会社に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、必要に応じて職員による情報収集により補完している。

(ウ) さとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(エ) 茶

標本荒茶工場に郵送又はオンライン調査により行った。なお、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(オ) い

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査により行った。なお、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(カ) (ア)から(オ)までに掲げる作物以外の作物

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体（2015年農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けした経営体から無作為抽出したもの）に対して往復郵送調査を行った。なお、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

ウ 気象データの収集

気象庁から気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料としている。

(9) 全国値の推計方法

平成29年（産）の調査において、主産県を調査の範囲とした茶、豆類及びこんにゃくいもについては、直近の全国調査年（調査の範囲が全国の区域である年をいう。以下同じ。）の調査結果に基づき次により推計を行っている。

ア 作付面積調査

(ア) 茶、豆類（いんげん及びらっかせい）及びこんにゃくいも

全国値＝主産県の作付（栽培）面積の合計値＋主産県以外の各都道府県（以下「非主産県」という。）の作付（栽培）面積（ $x$ ）の合計値

$x$ ＝直近の全国調査年における非主産県の作付（栽培）面積の合計値×作付（栽培）面積の変動率（ $y$ ）

$y$ ＝当年（産）における主産県の作付（栽培）面積の合計値÷直近の全国調査年における主産県の作付（栽培）面積の合計値

(イ) 小豆

全国値＝主産県の作付面積の合計値＋非主産県の作付面積（ $x$ ）の合計値

$x$ ＝直近の全国調査年における非主産県の作付面積の合計値×作付面積の変動率（ $y$ ）

作付面積の変動率（ $y$ ）については、全国調査年における非主産県の合計値を用いて1年当たりの変動率（ $a$ ）を算出し、それに直近全国調査年からの経過年数を乗じることにより算出した。

$a$ ＝（直近の全国調査年における非主産県の作付面積の合計値÷前々回の全国調査年における非主産県の作付面積の合計値）－1）÷3（全国調査の周期）

$y$ ＝ $a$ ×経過年数（平成29年産の場合は「1」）＋1

イ 収穫量調査

(ア) 豆類（小豆）

収穫量の全国値＝主産県の収穫量＋非主産県の収穫量（ $x$ ）

$x$ ＝直近の全国調査年における非主産県の10a当たり収量×主産県の10a当たり収量の比率（ $y$ ）×非主産県の当該年産の作付面積

$y = \text{当年産の主産県の10 a 当たり収量} \div \text{直近の全国調査年における主産県の10 a 当たり収量}$

(イ) 豆類 (いんげん及びらっかせい)

収穫量の全国値 = 直近の全国調査年における全国の収穫量 × 主産県の収穫量の比率 (x)

$x = \text{当年産の主産県の収穫量} \div \text{直近の全国調査年における主産県の収穫量}$

(ウ) 茶

荒茶生産量の全国値 = 主産県の荒茶生産量 + 非主産県の荒茶生産量 (x)

$x = 10 \text{ a 当たり生葉収量の推定値 (a)} \times \text{摘採面積の推定値 (b)} \times \text{主産県の製茶歩留り (c)}$

a = 直近の全国調査年における非主産県の10 a 当たり生葉収量 × 当年産の主産県の10 a 当たり生葉収量 ÷ 直近の全国調査年における主産県の10 a 当たり生葉収量

b = 当年の非主産県の栽培面積の推定値 (d) × 直近の全国調査年における非主産県の摘採面積 ÷ 直近の全国調査年における非主産県の栽培面積

c = 当年産の主産県の荒茶生産量 ÷ 当年産の主産県の生葉収量

d = 直近の全国調査年における非主産県の栽培面積 × 当年の主産県の栽培面積 ÷ 直近の全国調査年における主産県の栽培面積

(エ) こんにゃくいも

収穫面積の全国値 = 主産県の収穫面積 + 主産県の収穫面積 ÷ 主産県の栽培面積 × 非主産県の栽培面積推定値

収穫量の全国値 = 直近の全国調査年の全国の収穫量 × 主産県の収穫量の比率 (x)

$x = \text{当年産の主産県の収穫量} \div \text{直近の全国調査年の主産県の収穫量}$

(10) 調査の精度

ア 作付面積調査

(ア) 対地標本実測調査における水稲作付面積 (全国) の実績精度を標準誤差率 (標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100) により示すと以下のとおりである。

区 分	標本の大きさ	標準誤差率 (%)
水稲作付面積	39,369	0.34

(イ) (ア) 以外の作物については、関係団体の全数調査結果等を用いて算出しているため、目標精度を設定していない。

イ 収穫量調査

(ア) 水稲作況調査の標本実測調査における10 a 当たり玄米重 (全国) の実績精度を標準誤差率 (標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100) により示すと以下のとおりである。

区 分	標本の大きさ	標準誤差率 (%)
10 a 当たり玄米重	10,248	0.15

(イ) 調査結果の実績精度を標準誤差率 (標準誤差の推定値 ÷ 推定値 × 100) により示すと以下のとおりである。

なお、そば及びかんしょ以外の作物については、主産県調査結果のものである。

品 目	区 分	標本の大きさ	標準誤差率 (%)
茶	荒茶生産量	812	3.4
そば	10 a 当たり収量	1,553	1.3
かんしょ	10 a 当たり収量	1,533	1.3
いんげん	10 a 当たり収量	87	3.8
らっかせい	10 a 当たり収量	379	3.2
こんにゃくいも	10 a 当たり収量	211	2.4

(ウ) (ア) 及び(イ)に掲げる作物以外の作物については、主要な都道府県において標本経営体調査を行っていないこと等から、実績精度の算出は行っていない。

(11) 調査対象単位区数等

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

39,369単位区

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	回収数 ②	回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 23	団体 20	% 87.0
麦 類	634	616	97.2
大 豆	638	623	97.6
小 豆	112	108	96.4
い ん げ ん	50	50	100.0
ら っ か せ い	6	6	100.0
そ ば	384	378	98.4
か ん し ょ	148	145	98.0
飼料作物、えん麦	240	229	95.4
茶	74	72	97.3
な た ね	71	65	91.5
1) て ん さ い	3	3	100.0
2) さ と う き び	84	55	65.5
こんにゃくいも	12	12	100.0
い	3	3	100.0

注： 1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等の数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

イ 収穫量調査

区 分	関係団体調査			標本経営体調査					
	団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団経営体数 ④	標本の大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤	
陸 稲	団体 21	団体 18	% 85.7	経営体 1,838	経営体 398	% 21.7	経営体 89	% 22.4	
小 麦	618	589	95.3	37,696	163	0.4	93	57.1	
大麦・はだか麦				15,194	174	1.1	98	56.3	
大 豆	645	595	92.2	30,611	1,120	3.7	645	57.6	
小 豆	118	106	89.8	4,241	166	3.9	99	59.6	
い ん げ ん	62	40	64.5	931	87	9.3	44	50.6	
ら っ か せ い	7	7	100.0	2,202	379	17.2	156	41.2	
そ ば	384	342	89.1	10,297	1,553	15.1	993	63.9	
か ん し ょ	148	116	78.4	19,344	1,533	7.9	829	54.1	
飼 料 作 物	54	34	63.0	58,675	4,084	7.0	1,994	48.8	
な た ね	71	65	91.5	2,413	826	34.2	47	5.7	
1) て ん さ い	3	3	100.0						
2) さ と う き び	84	55	65.5						
こんにゃくいも	12	12	100.0	1,334	211	15.8	96	45.5	
い	3	3	100.0						

注： 1)は、製糖会社数である。

2)は、製糖会社、製糖工場等の数である。なお、製糖会社において所有する複数の製糖工場が把握できる場合には、製糖工場を調査対象者とせず、当該製糖会社で一括して調査を実施している。

「有効回答数」とは、集計に用いた関係団体標本経営体の数であり、回収はされたが、当年産において作付けがなかった団体及び経営体は含まない。

区 分	母集団荒茶工場数 ⑨	標本の大きさ ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有効回収数 ⑫	有効回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 4,419	工場 812	% 18.4	工場 627	% 77.2



(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域及び地方農政局の区分は、それぞれ次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都道府県名
東北農政局	アの東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 定義及び基準

作付面積	は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物（水稻、麦等）を作付けしている面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。
栽培面積	茶、さとうきびなど、は種又は植付けの後、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培している面積（さとうきびにあっては、当年産の収穫を意図するものに加え、苗取り用、次年産の夏植えの収穫対象とするもの等を含む。）をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。
摘採面積	茶栽培面積のうち、収穫を目的として茶葉の摘取りが行われた面積をいう。
収穫面積	こんにゃくいもにあっては、栽培面積のうち生子（種いも）として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにあっては、当年産の作型（夏植え、春植え及び株出し）の栽培面積のうち実際に収穫された面積をいう。なお、その全てが収穫放棄されたほ場に係る面積は収穫面積には含めない。
年産区分	統計表示の場合の年産区分は収穫した年（通常、の収穫最盛期の属する年）をも

って表す。ただし、作業、販売等の都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。なお、さとうきびにあつては、通常収穫期が2か年にまたがるため、収穫を始めた年をもって表した。

収 穫 量	収穫し、収納（収穫後、保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れること）がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込量を予想収穫量という。
10 a 当たり収量	実際に収穫された10 a 当たりの収穫量をいう。
〃 平年収量	作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移、被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合い、作付変動等を考慮して、実収量のすう勢をもとに作成したその年に予想される10 a 当たり収量をいう。
〃 平均収量	原則として直近7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値をいう。
〃 平均収量対比	10 a 当たり平均収量に対する10 a 当たり収量の比率をいう。
作 況 指 数	<p>作柄の良否を表す指標のことをいい、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量（又は予想収量）の比率をいう。</p> <p>なお、平成26年産以前は1.70mmのふるい目幅で選別された玄米を基に算出していたが、平成27年産からは、全国農業地域ごとに、過去5か年間に農家等が実際に使用したふるい目幅の分布において、大きいものから数えて9割を占めるまでの目幅以上に選別された玄米を基に算出した数値である。</p>
子 実 用	主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいい、全体から「青刈り」を除いたものをいう。なお、「青刈り」とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用等として用いられるもの（稲発酵粗飼料用稲（ホールクロップサイレージ）、わら専用稲等を含む。）のほか、飼料用米及びバイオ燃料用米をいう。
乾 燥 子 実	<p>食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。</p> <p>また、らっかせいはさやつきのものをいう。</p>
(水陸稲)	
作 柄 表 示 地 帯	地域行政上必要な水稻の作柄を表示する区域として、都道府県を水稻の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割したものをいう。
水稻の二期作栽培	同一の田に年間2回作付けする栽培方法をいい、第1回の作付けを第一期稲、第2回の作付けを第二期稲という。
(さとうきび)	
春 植 え	(平成29年産の場合) 平成29年2月から4月までに植え付けて、平成29年12月から平成30年4月までに収穫したものをいう。
夏 植 え	(平成29年産の場合) 平成28年7月から9月までに植え付けて、平成29年12月から平成30年4月までに収穫したものをいう。
株 出 し	(平成29年産の場合) 前年産として収穫した株から発芽させて、平成29年12月から平成30年4月までに収穫したものをいう。

(茶)		
茶 期 区 分		茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄、被害、他の農作物等の関係もあってこれを明確に区分することは困難であるため、一番茶期の区分は通常その地域の慣行による茶期区分によることとした。
(い)		
「い」生産農家数		「い」を生産する全ての農家の数をいう。
畳表生産農家数		「い」の生産から畳表の生産まで一貫して行っている農家の数をいう。
畳 表 生 産 量		畳表の生産枚数をいう。 なお、平成29年産の畳表生産量は、平成28年7月から平成29年6月までの間に生産されたものである。
(被害)		
被 害		ほ場において、栽培を開始してから収納をするまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。 なお、平成28年産以前は、水稻の被害面積及び被害量について、気象被害（6種類）、病害（3種類）、虫害（4種類）の被害種類別に調査を実施し、公表していたが、平成29年産からは、6種類（冷害、日照不足、高温障害、いもち病、ウンカ及びカメムシ）としている。
基 準 収 量		農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量をいう。
被 害 面 積		農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積をいう。
被 害 量		農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。
被 害 率		平年収量（作付面積×10 a 当たり平年収量）に対する被害量の割合（百分率）をいう。

### 3 利用上の注意

#### (1) 数値の四捨五入について

統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数	7桁以上	6 桁	5 桁	4 桁	3桁以下	
	(100万)	(10万)	(1万)	(1,000)	(100)	
四捨五入する桁数 (下から)	3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない	
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

#### (2) 表中記号について

本書の統計表示については、次の記号を用いた。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) この統計表に記載された数値等を他に転載する場合は、『作物統計』（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米」、「麦」、「いも・雑穀・豆」、「工芸農作物」で御覧いただけます。

【 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou\\_kome/index.html#l](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/index.html#l) 】

#### 4 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

○作付面積に関すること

生産流通消費統計課 面積統計班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3681

(直通)03-6744-2045

FAX： 03-5511-8771

○収穫量に関すること

生産流通消費統計課 普通作物統計班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3682

(直通)03-3502-5687

FAX： 03-5511-8771

○その他全般に関すること

生産流通消費統計課 解析班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3683

(直通)03-3502-5670

FAX： 03-5511-8771